

# 『興津彌五右衛門の遺書』(初稿) 覚書

山崎 穎

## はじめに

鷗外の歴史小説第一作『興津彌五右衛門の遺書』は、特異な状況の中で執筆された。小説は細川藩の武士、興津彌五右衛門が主君の十三回忌に殉死するにあたって、その経緯を記した遺書である。時代が一人の作家に書くべきテーマを偶然附与した。この偶然がその後、作家に歴史小説の分野を拓いていく必然をもたらした。

本論考では、歴史小説を生み出した時代状況を明らかにし、「中央公論」(第廿七年第十号、大正元年十月一日)掲載の『興津彌五右衛門の遺書』(初稿)の検討を試みる。この小説は後に改稿される。それ故に、雑誌掲載の初出本文を初稿と呼ぶ。定稿は最初の歴史小説集『意地』(大正二年六月十五日、靑山書店刊行)に収録される。

明治四十五年七月三十日、明治天皇の逝去を告げる黒枠付の号外が出された。

(一)

(明治二十五年三月十日第三種郵便物認可)

国民新聞

第一号外

明治四十五年七月三十日

発行兼編者 小池定雄  
印刷 人 林 半次  
発行所 東京京橋区日吉町二十番地 国民新聞社

天皇陛下崩御

億兆の悲傷  
国民の哀痛

三十日午前一時十分宮内省公示

天皇陛下には今三十日午前零時四十三分崩御あらせらる

右官報号外を以て宮内大臣内閣總理大臣連署にて告示さる

昨二十九日午後八時頃より御病氣漸次増悪し同十時頃に到り御脈次第に微弱に陥らせられ御呼吸は益々淺薄となり御昏酔の御状態を依然御持續遊ばされ遂に今卅日午前零時四十三分心臟摩痺に依り崩御遊ばさる寔に恐懼の至りに堪えず岡侍医頭青山三浦両博士西郷相磯森永田沢樫田高田各侍医拜診す

●御踐祚報告式

三十日午前一時御座所に於て皇太子殿下踐祚報告式行はれつゝあり

天皇逝去の後、「東京朝日新聞」(大正元年八月十日付)は「死の弊風」と題し、警鐘を鳴らしている。すなわち、不死は「不健全なる旧思想」であり、「世界一等国に列したる大正の新天地」に於いて、この「弊風」を打破、排斥しなければならぬ。も

し、「一の殉死者が他の殉死者を招きて一代の流行を招致するが如きこと」あれば、「支那と同じ旧思想の日本たることを」暴露することになり、「世界の嗤笑を招く」こと必定であるという論旨である。

「東京朝日新聞」の八月十四日(第九三三三三号)の紙面には、「●精神的に殉死せよ」▽頭山満氏談」が載っている。「▲近来満腹の不平あり ▲まるで猫堂だ ▲責は元老にあり ▲宮内大臣の人格 ▲侍医と宮内省の失態 桂公は如何 ▲精神的に殉死せよ」という小見出のもとに所信が述べられている。頭山満は元老、頭官らの私利私欲を糾弾し、

此度今上陛下の御優詔を拝した元老等は(中略)当に殉死して其恩に報すべき際である、併し皺腹を搔き切つて生命を損する様な旧式の殉死では駄目である、宜しく精神的に理想的に殉死して、其の私欲一切を洗ひ去り、生れ代りて今上天皇陛下に仕へ奉らねばならぬ、彼等が若し斯の如くせずして先帝御臨終当時の如き宮内省を其儘に措く様では甚だ怪しからぬ話である、而して国民が此失態を黙視して、敢て詰責し改革する所以の道を尽さねば、臣子の分は立たぬのであると語っている。

「東京朝日新聞」のこの種の記事は、他紙に見られない例外の記事であり、九月十三日の大葬の日まで、同紙にもこれ以外掲載されていない。

明治四十五年七月三十日逝去した天皇は、新帝即位に伴い、大行天皇と呼ばれ、大正元年八月二十七日追号が決定した。同日の「東京朝日新聞」(第九三六六号)は「●「明治天皇」と御決定　▽御追号に関する新例開かる　▽群議を排して御決定の次第」と見出しを掲げている。元号を以て追号とした初めてである。

明治天皇の大葬が九月十三日夜、青山葬場殿で行われた。甲砲が打ちあげられたのを合図に、乃木大将希典、静子夫妻は自刃した。

乃木大将夫妻の自刃の第一報(大正元年九月十四日、朝刊)の見出しを次に列挙する。(注と)

「東京朝日新聞」(第九三八四号)

●乃木大将夫妻共に自殺

▽靈輦発引の甲砲を

▽合図として殉死す

「大阪朝日新聞」(第一〇九八五号)

●乃木大将夫人と刺違へて死す

「東京日日新聞」(第二二八六四号)

乃木大将夫妻の殉死

「読売新聞」(第二二七〇一号)

●乃木大将自殺

△御大喪儀の夜夫人と共に殉死す

△世界的武將の悲痛なる劇的最後

「国民新聞」九月十四日 号外

乃木大将夫妻自殺

靈輦御発引の時刻に見事なる割腹

「万朝報」(第六八八〇号)

乃木大将の殉死

輦車発引の時を期して割腹

夫人も俱に咽喉を貫て死す

「時事新報」(第一〇四二二号)

乃木大将夫妻自殺す

靈輦御発引の時を計り

自邸奥座敷にて割腹す

当日「自殺」と報じた新聞も翌日から「自殺」「殉死」の混用となる。「時事新報」のみは「自殺」という表記で統一されている。「時事新報」社としては、乃木の死に批判的である。

乃木邸は憲兵ならびに兵士に警護され、隣家の木戸侯爵邸内に乃木家の事務所を置き、十四日午後一時から「長谷川、寺内両大将、田中、大庭、岡の三少将石黒軍医総監、佐々木侯、小笠原子、竹島、菅野両大佐、佐津野中佐其他の陸軍武官大将生前の知己等数十名」が会合し、発喪を十六日として、遺書もそれまで公表しないことに決定した。「東京朝日新聞」九月十五日

その間、宮内省の某大官が語ったという記事が九月十六日付の「時事新報」(第一〇四二四号)に掲載されている。(同じ記

事が同日の「東京日日新聞」にも掲載されている。ただし、見出しは「●乃木家の襲爵」すなわち、次に一部を抜書する。

### ●乃木家と襲爵

#### 勝伯当時の前例

乃木大將が榮爵を一代に止めんとする精神ありたる事は遺書中にも言明ある由なるが故勝伯も亦自己一代は恩命を拜受せしも子孫に伝ふべき筋にあらずとして固く襲爵を辞すべき旨遺言せしに朝廷の御思召もあり親戚の協議にて相続人襲爵することになり乃木家の向後は推想する限りにあらずるも元來授爵なるものは一に陛下の御思召にありて之を奉辞するに由なきものなれば一旦授爵されし以上家名断絶せざる限り相続者の之を襲ふことも亦一に恩命に基き単に拜受者の意思のみに依り如何ともすべき次第のものにあらず

乃木希典の遺言状は九月十六日午後四時發表された。九月十七日付の各紙は一斉に遺言状を掲載した。ただし、發表に際し全文を公表することをしなかつたため、疑惑を生ずることとなつた。問題の箇所は「遺言条々」の第二条の部分である。次に第二条の全文を掲げる。

第二 両典戦死ノ後ハ先輩諸氏親友諸彦よりモ毎々懇諭有之候得共養子弊害ハ古來ノ議論有之目前乃木大兄ノ如キ例他ニモ不勲特ニ華族ノ御優遇相蒙リ居妻子女らハ致方モ無之候得共却テ汚名ヲ残ス様ノ憂ヘ無之為メ天理ニ背キタル事

ハ致ス間敷事ニ候祖先ノ墳墓ノ守護ハ血縁ノ有之限りハ其者共ノ氣ヲ付可申事ニ候乃チ新坂邸ハ其為メ区又ハ市ニ寄附シ可然方法願度候

(注記)当局はA・Bの部分に白紙を貼付して写真撮影を許可した。なお、發表にあつては、Aを(中略)、Bを(下略)とした。

この間の経過についてふれているのは、「大阪朝日新聞」(九月十七日付、第一〇九八八号)である。「●遺言十箇条」を掲載し、第二条の項中に(中略)(下略)と記している。さらに、次の様な記事が載っている。

#### ●遺言状の保留

乃木大將が自刃の前夜自ら筆を執つて起草せる十箇条の遺言状は別項の如く愈十六日午後四時發表されたるが其の際遺言状の中第二項に中略及び下略として省略されたる箇処あり發表の際小笠原大佐は此の部は只個人的事ありて多少遠慮すべき点あれば省略したる迄にて何等変りたることなければ此の部分のみは其の儘にして新聞紙に掲載されたとの挨拶あり然るに其の全文を得て之を見るに中略の部分「乃木大兄の如き例他にも少からず」と記しあり素より老將軍の私事なれば深く怪しむに足らざれど最後に下略とある部分は「即ち新坂邸は其の爲区又は市に寄附し然るべく方法願度候」とありて極めて肝要の問題なるを殊更に省略せられたり小笠原大佐は發表の際何等必要の文句

あるにあらずと弁明されたるも之に依れば極めて重大なる一項なるは論を俟たず（少くも東京に取りて）且大将殉死後乃木邸の保存方法は同家の廃統問題と共に頗る注目され居る事実にて此の遺言状を一見すれば最早一点の疑を容れざる程解決しあり然るに原文撮影許可の際も同部分には白紙を貼附し此の部分のみを曖昧に葬り去らんとする形跡あり聞く所によれば乃木大将に関する今後の方針及び遺言状の履行に関しては寺内、長谷川両大将とが協議の上実行する由にて此の省略も両大将の指図に出でたるものなりと斯くして新坂邸が今後果して小笠原大佐の言ふ如く他の方法を取らるゝに至らば実に大将最後の意思を空しうするものにして何れも両大将の処置に不審を懐き居れり

（傍点山崎、圈点原文のまま）

「其の全文を得て」とあるので。恐らく新聞記者側と小笠原長生子爵との押し問答の結果、全文を公表せざるを得なかつたのではなからうか。

大正元年九月十七日	遺言状の 写真掲載	遺言状の活字化	備考
東京朝日新聞	無	無	九月十五日、●遺書の内容、十六日号外？
大阪朝日新聞	有	(中略)(下略)	九月十六日号外遺言状全文 九月十八日(中略)以下文言なし
東京日日新聞	無	(中略)のみ	

読売新聞	有	全文	
萬朝報	無	全文	
時事新報	有	全文	
国民新聞	無	全文	九月十六日一部写真掲載あり

この間の鷗外の動静を日記から見ておく。

大正元年九月

十二日(木)。陰。冷。午前九時三十分殯宮に参拝す。午後陸軍省に往く。夕に上原大臣の晩餐会に往く。

十三日(金)。晴。轎車に扈随して宮城より青山に至る。

午後八時宮城を発し、十一時青山に至る。翌日午前二時青山を出でて帰る。途上乃木希典夫妻の死を説くものあり。予半信半疑す。

十四日(土)陰。乃木の邸を訪ふ。石黒男忠恵の要求により鶴田楨次郎、徳岡鯨を乃木邸に遣る。

十五日(日)。雨。午後乃木の納官式に蒞む。妻明舟町に往き夜半に帰る。

十六日(月)。陰。軍医部長を第一衛戍病院に会して訓示する所あり。CASAVALと称するもの松本楽器店員の肩書ある名刺を通じて乃木希典の歌を求む。拒絶す。稲垣長次

来話す。

十七日(火)。陰。矢嶋柳三郎を鶴田楨次郎の許に遣つて相談せしめ、岳父を再び赤十字社病院に入らしむることに決し、橋本監次郎を明舟町に遺る。荒木虎太郎、日野静、虫明盛光来訪す。

十八日(水)。半晴。Moonlight。三浦守治、綾部勉来訪す。午後乃木大将希典の葬を送りて青山斎場に至る。興津彌五右衛門を舁して中央公論に寄す。

鷗外の歴史小説『興津彌五右衛門の遺書』は、明治天皇の死、その大葬の日の乃木大将希典、静子夫妻の自刃を背景に執筆された。因に『興津彌五右衛門の遺書』が掲載された「中央公論」第廿七年第十号(大正元年十月一日)の目次を示す。

中央公論第廿七年第十号 目次

▲公論

乃木大将夫妻の殉死論	社論	一
新旧思想の衝突	福本日南	一五
所謂官僚派の運命	石川半山	四九
行政整理、予算、増師問題	医学博士 水寛人	五八
乃木大将の殉死を評す	松山忠次郎	六一
◎大将夫妻の自刃に就ての感想	陸軍中將 東條英教	六七

◎大将の殉死について	文学博士 加藤弘之	七二
◎心事を明にせば各方面好影響	法学博士 新渡戸稲造	七二
◎大将の死を惜む	鎌田栄吉	七五
◎大将の心事明々白々	子爵 曾我祐準	七五

▲説苑

数奇伝 <small>(遺補絶筆)</small>	田岡嶺雲	七七
嶺雲終焉記	笹川臨風	八一
嶺雲を弔す	白河鯉洋	八八
奉天訪書談	文学博士 内藤湖南	九一
物類と日本版図内の人種	理学博士 坪井正五郎	一一三
九州より高野山まで	長塚節	一一五
明治の油画及び油画家	黒頭巾	一一九
今日の寺内、山本、後藤、大浦、原 <small>(今日の寺内閣と原、後藤、大浦の地位)</small>	田川大吉郎	一三八
◎寺内内閣と原、後藤、大浦の地位	石川半山	一四一
◎今後の政局如何	南北星	一四四
◎第二の山県、第三の山県	鷗崎鷺城	一四七
◎政界五人男	引退政客	一五〇
◎モノになる三人とならぬ二人	伯爵 大隈重信	一五二
◎国民の自覚と政界の革新	早川鉄冶	一五三
◎寺内政友の聯合内閣乎	尾上柴舟選	一五七

▲詞藻

和歌	尾上柴舟選	一五七
----	-------	-----

俳 句 高田蝶衣選 一六四

▲評 論

海外近事評論 懷沙隱客 一六六

新刊批評 評 一六九

▲小説

白痴 小川未明 一

興津彌五右衛門の遺書 森 鷗外 二一

郊外にて 田山花袋 二九

一覽して明瞭なるが如く、▲乃木大将の殉死を評す▼という評論特集号であり、この評論の中に鷗外の名があつてもおかしくはない。むしろ、立場上乃木の自刃についての感想を求められれば、正面から答えにくい。虚構の自由が生かされる小説の方が、立場上ふさわしい。鷗外は後に「阿部一族等殉死小説」と記している所を見れば、殉死小説『興津彌五右衛門の遺書』は、「中央公論」十月号の▲乃木大将の殉死を評す▼という評論と質的に同格と考えて誤りはなからう。

(二)

この小説はどのような史料に基づいて執筆されたのか。小説の文末に次の様に記されているので、全文を掲げる。

此擬書は翁草に拠つて作つたのであるが、其外は手近にある徳川実記(紀)と野史とを参考したに過ぎない。皆活

板本で、実記(紀)は統国史大系本である。翁草に興津が殉死したのは三斎の三回忌だとしてある。併し同時にそれを万治寛文の頃としてあるのを見れば、これは何かの誤でなくてはならない。三斎の歿年から推せば、三回忌は慶安元年になるからである。そこで改めて万治元年十三回忌とした。興津が長崎に往つたのは、いつだか分らない。併し初音の香を二條行幸の時、後水尾天皇に上つたと云つてあるから、其行幸のあつた寛永三年より前でなくてはならない。然るに興津は香本を隈本へ持つて帰つたと云つてある。細川忠利が隈本城主になつたのは寛永九年だから、これも年代が相違してゐる。そこで丁度二條行幸の前寛永元年五月安南国から香木が渡つた事があるので、それを使つて、隈本を杵築に改めた。最後に興津は死んだ時何歳であつたか分らない。併し万治から溯ると、二條行幸迄に三十年余立つてゐる。行幸前に役人になつて長崎へ往つた興津であるから、その長崎行が二十代の事だとしても死ぬる時は六十歳位にはなつてゐる筈である。こんな作に考証も事々しいが、他日の遺忘の為に只これ丈の事を書き留めて置く。

大正元年九月十八日

次に「翁草」翁草卷六所収の「当代奇覽拔萃」の中の「細川家の香木」全文を引用する。

一細川三斎松岡庵上馬は武に於て、最も世の許す所、其餘力に

は歌道を嗜み、父幽齋の風流に、をさく不劣、茶道に心を寄せ、優にやさしき大将故、長崎表異国船入津の折からに、彼地へ家来を遣はし、珍器を求させらる、一と年興津彌五右衛門と云士に、相役一人添て差越さるゝ処に、異なる伽羅の大木渡れり、本木と末木と二つあり、其のころ松平陸奥守正宗よりも、唐物を調ん為、役人下り居しが、伽羅の本末をせり合ひて、三齋の役人と互に励て直段を付上る、興津が相役是を気毒に思ひ、斯ては直段夥しく高直なれば、所詮同木の事なれば、末木の方にせんと云、興津は是非本木を調んと云募りて、口論に成り彼の相役を打果し、終に本木の方を調て、隈本に帰り、右の段々を申達切腹を願ふ、三齋の云く、某へ奉公の為に、相士を討し事なれば、切腹すべき謂なしとて、彼相士の子供を召れ、必ず意趣を遺すべからずとて、自身の前にて、興津と盃を申付られ、互に無事に勤仕せり、其の後三齋逝去あり、万治寛文の頃、第三回忌の砌、彼彌五右衛門山城船岡山の西麓に於て潔く殉死す、大徳寺清宕和尚引導たり、今も右の山の麓に、一堆の古墳残り、此興津が調へ来りし伽羅は、類るなき名香にて、三齋特に秘蔵せられ、銘を初音と付らる、其の心は、

きく度に珍らしければ郭公いつも初音の心地こそすれ

此古歌によれり、寛永三年丙寅九月六日、二條の錦城へ主上後水尾行幸の事有り、此の時肥後少将忠利三齋のへ、彼名香

を御所望に仍り、則是を献ぜらる、主上歡感有て、白菊と名付させ給ふ、

たくひありと誰かはいはん末句ふ秋より後のしら菊の花此の歌の心とぞ、又仙台中納言正宗卿は、役人棺を調へ来りしを大に残念がられしかども、流石名香の事なれば、常に是を賞して、柴船と銘せらる、

世の中の憂を身につむ柴船やかぬさきよりこがれ行らん

此歌の心成べし、其の名とりぐながら、皆心面白し、斯る所以を知らぬ人は、白菊初音柴船は、唯同じ香とのみ覚候、或は小堀遠州の所持のよし色々異説を云人有り、皆誤なり、

興津彌五右衛門が殉死する原因になつた「香木事件」とはそもそもいかなる事件なのか。「寛永元年五月安南船長崎に到着」の折、松向寺殿から「茶事に御用被成候珍らしき品買求め」よとの命を受けて長崎へ相役（定稿では横田清兵衛）と共に向うき、香木（伽羅）の本木と末木をめぐつて伊達家の家臣と争つた。その際、興津と相役は本木か末木かで口論となり、相役が「刀を取り、抜打に切附け」て来たので、「唐金の花瓶」で受け、刀掛けより刀を取り、一打に相役を討果してしまつた事件である。

香木の本木を主張する興津と末木でもよしとする相役の論理の構造はどうなっているか。この部分は史料に記されていない。



明らかに遺書創作者の思考の表出である。

口論の第一段階に於いて、相役は「仮令主命なりとも、香木は無用の甌物」であると言ひ切る。これに対して興津は「主君の申附られ候は、珍らしき品を買求め参れ」と言うことであつて、「本木の方が、尤物中の尤物」であるから、それを入手することこそ「主命を果す」ことになると反論する。

これを受けて第二段階では、相役は「一国一城を取るか遣るか」と言う場合ならともかく、「高が四疊半の爐にくべらるる木の切れ」に大金を費いやすのは、いささか馬鹿げたことであり、主君がそれを求めようとした場合、それを止めるのが臣下たる者の取る態度であると反論する。この論に対して興津は「只主命が大切」であつて、「主命たる以上は、人倫の道に悖り候事は格別、其事柄に立入候批判がましき儀は無用なり」と主命絶対をふりかざす。

さらに、第三段階に於いて、相役は「武具杯ならば、大金に代ふとも惜し」くはないが、香木に大杖を投ずることは無用であり、「心得違なり」と武士としての表芸に固執する。興津は細川家が「代々武道の御心掛深くおはしまし、旁歌道茶事迄も堪能に為渡らるるが、天下に比類なき所ならずや」と文武両道に優れていると賞讃された例を引き、その上で

茶儀は無用の虚礼なりと申さば、国家の大礼、先祖の祭祀も総て虚礼なるべし、(中略)これが主命なれば、身命に懸けても果たさでは相成らず、

と言ひ放つ。相役は、それがしは「一徹なる武刃者なり」と言つて刀を抜く。

興津の論は用無用を問わず、主命絶対の立場に立つての発言である。この点に矛盾はない。しかしながら、「茶儀は無用の虚礼なりと申さば、国家の大礼、先祖の祭祀も総て虚礼なるべし」という言ひ募りは、いささか飛躍があり、興津の言としては穩当を欠くことは言うまでもない。

興津の論は当然第三段階に於いて、第二段階に於ける細川家の文武二道にわたつての嗜みの確かさを強調する方向に働くのが自然である。それがそのような方向をとらず、突然茶儀虚礼論が飛び出してくる。

さらに納得がいかなないのは、江戸時代初期に「国家」という觀念さえ存在しないはずである。それが興津の口から発せられるのは腑におちない。その事は措いても、「茶儀」と「国家の大禮、先祖の祭祀」を同例に論ずることは困難である。この言説は遺書執筆の「万治元年十二月二日」を越えて、大正元年九月十八日の現在時であるとしか言ひようがない。

興津が主命を無限定に考えているのに対して、相役は主命を武士の表芸の範囲内に限定している。さらに興津は主命の内実に立入つて、判断や批判はすべきでないと考えている。相役はそれが武道外のことならば、時と場合によつては、諫止すべきであり、それをしないのは「阿諛便佞」であるとさえ言ひ切つている。つまり、相役は武士の表芸たる武道以外に価値を認め

ていない。融通がきかないと言えようであるが、それ故に論に振幅がない。本来両者は相入れない立場に立っている。つまり所、どちらかが刀を抜く以外ない。結局、冷静だった相役が「某は茶事の心得なし、(中略)諸芸に堪能なるお手前の表芸が見たし」といつて刀を取る事になった。

相役を討ち果し、本木を入手して帰藩するや、「主命大切と心得候為めとは申しながら、御役に立つべき侍一人討果たし候段、恐入候へば、切腹被仰附度と申候」と願ひ出る。それに対して主君は次の様に言う。

假令香木は貴からずとも、此方が求め参れと申附けたる珍品に相違なければ、大切と心得候事当然なり、総て功利の念を以て物を視候はば、世の中に尊き物は無くなるべし、(傍点、山崎以下同じ)

この「総て功利の念を以て物を視候はば」と、史料にない言説を書き込んだ時、『興津彌五右衛門の遺書』の創作者の脳裡にあったのは、乃木大将の死に対する批評であつたらう。賛否両論するその死に対して、当時の新聞から批判的記事を次に引く。「時事新報」(大正元年九月十五日、第一〇四二三号)社説「乃木大将の自殺」は次の様に記している。

大将の死に就き批判を試みるのは私情に於て忍びざる所なりと雖も世間或は理と情とを混同し乃木將軍は流石に忠臣なり先帝に殉死して其終りを全うしたりなぞ其死を称賛するものあらんか大なる心得違ひと云はざるを得ず(中略)

大将たるものは差当り自ら自身の地位職任を考ふ可きは勿論、其先帝に仕へ奉りたる心を以て新帝に仕へ奉ること皇室国家に忠義を尽くす所以にして又先帝の眷遇に対へ奉る所以なる可し大将の如き地位に在りながら此辺に思慮を及ぼさず単に平素の眷遇に感じたるの余り感情一偏よりして自から其身を殺したるは恐らくは先帝の御遺志に副ひ兼て新帝に対し奉る所以の道に非ず単純なる忠義論より見るも決して其死所を得たるものとは云ふ可からず若しも大将の死を以て武士道の精神を發揮したりなど称せんか感情一偏の爲めに臣子奉公の正当を軽んずるものにして事の本末輕重を顛倒する之より甚だしきはなし我輩の断じて与せざる所なり

● 稍々偏見に失す △ 加藤弘之男話

「読売新聞」(大正元年九月十五日)も少し考へて、先帝に仕へた志を以て、新帝に仕へた方が先日(の)詔勅にも叶つて居て良い様に思はれる。

『興津彌五右衛門の遺書』の中核は、まさしく創作者の乃木殉死に対する見解である。史料『翁草』の「香木事件」の「云募りて、口論に成り」という箇所、興津と相役との具体的主張を創定し、さらに史料の「三斎の云く、某へ奉公の爲に、相士を討し事なれば、切腹すべき謂なし」を先述の如く「総て功利の念を以て物を視候はば、世の中に尊き物は無くなるべし」といふ松向寺殿(忠興)の言説を以てした。

彌五右衛門は遺書の冒頭を次の如く書き始めた。

某儀今年今日切腹して相果候事奈何にも唐突の至にて、彌五右衛門奴老耄したるか、乱心したるかと申候者も可有之候へ共、決して左様の事には無之候。

そして遺書の末尾の直前に、次の文言を書き連らねている。

最早某が心に懸かり候事毫末も無之、只々老病にて相果候が残念に有之、今年今日殊に御恩願を蒙候松向寺殿の十三回忌を待得候て、遅馳に御跡を奉慕候。殉死は国家の御制禁なる事、篤と承知候へ共、壯年の頃相役を討ちし某が死遅れ候迄なれば、御咎も無之歟と存候。

この彌五右衛門の遺書の冒頭と文末の叙述は、九月十六日発表の乃木の遺言状が下敷になつてのように思われる。次に遺言状を示す。

第一 自分此度御跡ヲ追ヒ奉リ自殺候段恐入候儀其罪ハ不輕存候然ル処明治十年之役ニ於テ軍旗ヲ失ヒ其後死処得度心掛候も其機ヲ得ス

皇恩之厚ニ浴シ今日迄過分ノ御優遇ヲ蒙追々老衰最早御役ニ立候時も無余日候折柄此度ノ御大變何共恐入候次第茲ニ覚悟相定候事ニ候

彌五右衛門は「殉死は国家の御制禁なる事、篤と承知候へ共」と言うが、幕令で禁止されるのが、これより後の寛文三年（一六六三）であることを考えれば、むしろこの文言は乃木に成り代つて記していると考えてよからう。

興津の殉死する万治元年（一六五八年）十二月二日から、香木事件のあつた寛永元年（一六二四年）五月まで溯ると、三十四年七ヶ月でほぼ三十五年となる。興津の殉死の年月日は改稿の時正保四年（一六四七年）十二月二日に訂正するので、この三十五年の意味は消失する。

この三十五年こそ、乃木が西南戦争で軍旗を奪われた明治十年（一八七七年）から大正元年（一九一二年）九月までの三十五年間と符合する。明らかに興津彌五右衛門の遺書と乃木希典の遺書とは通底している。

鷗外は乃木希典夫妻の殉死から、興津彌五右衛門の殉死を手繰り寄せた。こうも言えよう。興津彌五右衛門の殉死を通して、乃木殉死に逆照明を当てたと。いずれにしても、目前の乃木の死に鷗外は古武士の至純な精神を感得した。独逸留学時代乃木と出会つた鷗外は、お互いに親交を深めていつた間柄である。恐らく明治から大正への回転の歴史にあつて、日本人の精神の原風景として乃木の自刃を捉えた。当時の新聞掲載の諸氏の談話を挙げる。

「東京日日新聞」（大正元年九月十七日、第二二八六七号）掲載の「●乃木大将殉死と世評」の「▲自殺は奨励で出来るものではない 福本日南氏談」は「今の皇太子殿下（山崎注記、昭和天皇）に謁して親しく何事かを懇々と申し上げたと聞く恐らくは大将の死に因つて御幼き将来の皇帝の御胸には深く、刻まれた或ものがあらう」と言い「若し夫れ戊申詔書に副署しな

がら詔書煥笈の翌日愛妻の為に千金の腕輪を購へる某元老の如きは大将自殺の報を聞いて如何の感かある」と語っている。

なお、「大阪毎日新聞」(大正元年九月十六日、第一九八七号)には「●皇太子殿下へ最後の御教訓」という記事が載っている。

「萬朝報」(大正元年九月十六日、第六八八二号)の社説にあたる「言論」欄で黒岩周六(涙香)は『乃木將軍の自殺を聞き』と題して次の様に記している。

彼れが真成に忠君なる愛国なる思念ハ、彼をして形式に拘泥するを許さず、自殺を以て、精神的に痛烈に感化を遺すの途に出でしめたり、吾人ハ今の世に彼れの自殺ほど必要なる、將た偉大なる美挙ハ有り得ざることを信ず、彼れハ実に、斯く自殺することが、生存して國家を守るよりも以上に軍人の精神に合揆し生存して子弟を教育するよりも以上に人を教育する所以なるを確信したり、

「東京朝日新聞」(大正元年九月十六日、第九三三八六号)「●乃木大将の殉死」と題して、「▲時弊に対する清涼劑 菊池大麓氏談」同紙の九月二十二日(第九三九二号)には「●教材としての乃木將軍 ▽文部当局者の方針」という記事がある。

内田魯庵は「氣紛れ日記」(「太陽」第十八卷第十五号、大正元年十一月一日)で、次のように記している。

九月十六日 現代人は將軍の主張、抱懐、又は倫理説に於て余り多く得る処が無いかも知れぬが、学ぶべきは將軍が飽くまでも誠実真摯にして始終一徹其の確信を貫ぬくセラア

スなる真劍勝負の態度と世人の毀譽褒貶を眼中に置かずして所信に驀進する勁勇なる意氣とである。

「太陽」(第十八卷第十六号、大正元年十二月一日)掲載の岩野泡鳴「最近に現はれた時代の二暗示」が示唆に富んでいるので、次に引用する。

乃木大将の死を先帝に殉じたと見るよりも、寧ろ現代日本純粋な旧思想の為に殉死したとする方が、僕等新思想家等の腑によく落ちる。武士の形式(切腹、殉死等も含めて)は必ずしも現代に必要なない。(中略)渠が死を以て挑戦したのは、この新時代の新國民を目あてにしたのではなく、目的は他にあつた。(中略)嚴密鮮明な旧思想なら、万事に渡つてさう虚偽や不生産的ではなく、その精神は虚飾を厭うて充実を採る新時代の思想に合体しないやうなことはない。が、元老一派は自己の偏狭作為的な思想を最も曖昧な形式に固著せしめてしまつた。乃木大将は渠等のその濁つて固まつた形式を鮮明に洗ひ和らげて、最も旧式純粹の形に返した上で、こんな形式も先帝の崩御と共に最早や入らなくなつたからとて、それに添つてゐた精神だけを新時代に譲つて、見事に殉死したのである。

識者達の見解の中にはこのように乃木の自刃を、疲弊、沈滞した時代や精神に対する清涼劑であり、大鉄槌であると受け留めてゐる。

鷗外にあつては興津彌五右衛門に仮託して、乃木殉死を肯定

した。しかし、その自刃の第一報を聞いた時の衝撃「余半信半疑す」の内容は、まだ不透明である。鷗外の感情が乃木殉死を受け留め納得しても、その知性と理性とが乃木自刃を十分納得しえていない。「半信半疑」するという記述があることが、何よりの証左であろう。

それ故に「阿部一族」が書かれなければならない所以である。そもそも殉死という制度が何物なのか。主君と家臣との関係はどうなっているのか。徳川幕藩体制初期に於いては、戦国武士気質を持った武士と、やがて幕藩体制という政治を司る文官の武士の登場との関係等様々な問題が残されている。

それ故に、鷗外は乃木が自刃することで守り抜いた古武士的精神の淵源を尋ね歩むことになる。

おわりに

歴史小説集「意地」刊行までの経過を示す。

○初稿「興津彌五右衛門の遺書」

脱稿 大正元年九月十八日

掲載 大正元年十月号「中央公論」

○初稿「阿部一族」

脱稿 大正元年十一月二十九日

掲載 大正二年一月号「中央公論」

○「佐橋甚五郎」

脱稿 大正二年三月九日

掲載 大正二年四月号「中央公論」

○大正二年四月

三日(木)。晴。終日園を治す。夕より興津彌五右衛門に関する史料を整理す。

六日(日)。阿部一族等殉死小説を整理す。

八日(火)。雨。暖。植竹喜四郎に軼事篇の原稿をわたす。

九日(木)。雨。植竹喜四郎が来て請へるにより、軼事篇を意地と改む。

○大正二年六月

十五日 創作集「意地」(「阿部一族」「興津彌五右衛門の遺書」)

〈定稿〉「佐橋甚五郎」を収録 艸山書店より刊行。

『興津彌五右衛門の遺書』も『阿部一族』も、初稿とは違った史料を用いることで補訂がなされている。それにしても『興津彌五右衛門の遺書』は改作であり、別種の作品の趣を呈している。まず初稿と定稿の枠組を提示する。

初稿	定稿
(一)興津彌五右衛門景吉の遺書	(一)興津彌五右衛門景吉の遺書
	(二)彌五右衛門景吉の切腹の場面
	(三)興津家の系図
	(四)系図の説明

(一)の彌五右衛門景吉の遺書も子細に見れば、初稿と定稿では種々相違がある。この点の検討は後日にするが、語り手ないし書き手の主体を見れば、(一)は彌五右衛門景吉本人が直接遺書を書いている。その現在時を考えると、初稿に於いては、萬治元年(一六五八年)十二月二日であり、定稿にあつては、正保四年(一六四七年)十二月一日である。

(二)(三)は第三者の目から捉えられ、語られている。(二)は(一)の遺書を手した人が、切腹の場面を創造し、さらに(三)の興津家の系図を調査し、事実そのままの形で呈示し、(四)では書き手の批評を加えて、(三)の系図を説明するという構図になつてゐる。

なお、(二)の現在時は、正保四年十二月二日であり、(三)(四)は明治三年(一八七〇年)現在である。定稿が初稿にない(二)(三)(四)を附加したことは、(一)の遺書に対する相対化の意志が働いてゐる。このような見通しを立てて、定稿『興津彌五右衛門の遺書』の検討は別稿に委ねて、初稿の検討を終る。

— 一九九〇・一一・二〇 —

(注)

(一) 殉死の幣風

自分が奉事したる人の死を悲しみて、自ら之に殉ずるは昔時より存する風習なるが、決して奨励すべき事に非ず、其心情に於ては諒すべき所なきに非ずと雖も、要するに不心得の事なり。されば我朝に於ては垂仁天皇の御宇よりして夙に之を禁制せられ、孝徳天皇大化三年の詔にも賢臣之を禁ぜられ詔に違ひ禁を犯す者は、其族を罪すと令せられたり。武臣天下の権を弄するの時代に在つても、所謂追腹と称する一種の殉死流

行して、其幣沼々底止する所を知らざりければ、武將は務めて之を排斥したり。徳川家康が越前秀康の家臣の殉死を戒め、其の死を致すは易く、其の主を立つるは難しと言ひたるが如き、其後寛文三年の禁令の如き、皆此の幣を戒めたる者ならざるは莫し。特に寛文八年奥平忠昌の死に際し、其家士杉浦某禁令に違つて殉死したるために、忠昌の封を削りて移封の事あり、又杉浦の子二入斬に処せられしが如きは、如何に幕府が此の幣風打破に務めたるかを証するに足る。

此の如く吾人の祖先は此幣風打破に務めたるにも拘はらず、支那には近代迄殉死を賛美したるの風あり。若し王族高官の愛妾貴嬪にして、其主人の死に殉ずる者あらば、一郷之を旌表して碑を立て、官は朝廷に請うて其一族に金品を与へたり。故に其本人は之を望まざる場合に於ても、一族其貴品と名譽を得んがために、強迫して殉せしむる場合に至れり。現に三四年前馬王崑將軍の死に殉じたる彼れ愛妾の如きも、滿洲朝廷は之れを一代の烈婦として表彰したるが、此の如き愚かなる風習あるが如き幼稚なる社会なりしがために、滿洲朝廷は亡滅を招きたり。吾人の祖先が殉死の愚風を排斥したる旨の深きを味はずんばならず。

何事ぞ、此極めて愚かなる風習は、二十世紀の今日、世界一等國に列したる大正の新天地に於て、尚其の片影を留めんとは、先日佐賀県に此事あり、近く又東京市の一青年之を企てたり。先帝陛下の御聖徳を慕ひ奉るの余り、精神の異状を來し、此の如き愚挙に出でたる者あるは、其情多少察すべき者なきに非ずと雖も、本来此の如き不健全なる臣民を出したるは、寧ろ帝國の恥辱と謂はざる可らず。然るに世には偽忠君偽愛國の徒ありて、敢て或は此の蠻風を奨励し、滿洲朝廷の筆法に倣つて往々にして贊美の声を此の不心得なる殉死の上に放たんとす。是れ実に我が帝國二十年来の遺訓に背反し、我が帝國の名譽を毀損せんとする曲事ならざる可らず。

近年生存競争の激烈に赴きたる結果、多くの劣敗者は如何にして自殺せんかを焦慮しつゝあり。故に一青年が華嚴瀧に投ずるや之に次ぐ者數十を以て數へ、淺間の噴火口へ飛び込む者あるや、又其の後を逐ふ者少からず。若し一の殉死者が他の殉死者を招きて一代の流行を招致するが如きことあらんか、是れ日本は愛親覺羅羅氏時代の支那と同じ旧思想の日

本たることを自白する事となり、世界の嗤笑を招くに至る可し。吾人は乃ち一面に於て当局者に向て此際殉死者の取締に注意せんことを望み、又一般社会に向て苟くも殉死奨励の嫌ひある行動を戒めんことを望む者なり。言う迄もなく真に皇室に忠良なる者は益勤勉奮闘して、大正の新政を翼賛し奉らざる可からず。今日に於て徒らに自殺するは、先帝陛下の大御心に副はざる不忠不義の臣民なり。吾人は此の如き不健全なる旧思想を排斥し、六千万同胞をして文明国民の態度を以て、奉公の義を全うせしめんことを望む。今日に於て苟くも殉死奨励の言を発して、得々たらんとするが如き者あらば、吾人は彼等を目して其の文化の程度に於て、千九百年前の野見宿衛にも及ばざるの劣等人となさざる可らず。

大正元年八月十日「東京朝日新聞」(第九三四九号)

(2) 一例として「読売新聞」掲載の乃木自刃関係記事の見出しを、次に記す。(文頭の漢数字は掲載紙面を表している)

大正元年九月十四日(第一二七〇一号)

(一) ●乃木大将自殺

△御大喪儀の夜夫人と共に殉死す

△世界的武將の悲痛なる劇的最後

大正元年九月十五日(第一二七〇二号)

(二) ●嗚呼乃木大将

△訃報全国の民心を驚かす

△高潔なる人格掬すべき雅懷

(七) ●壮時の乃木大将 △小沢中将談

●偉大なる將軍の死! △木村鷹太郎

●偉大なる哉乃木大将 △潜 淵

●寂しい生活と不満 △大隈伯爵談

●稍々偏見に失す △加藤弘之男話

●道理ある自殺 △沢柳総長談

\*乃木大将銅像製作頒布の広告

大正元年九月十六日(第一二七〇三号)

(二) ●ゼネラル乃木

(三)

●学習院講義の驚愕

△口を箠して不語

●乃木の怒雨

△元帥大将相会し

●面目躍如

△故將軍永訣す

●自ら範となる

△正義と慈悲の権化

●秋雨の葬場殿

△雨中の拝観者陸続

●青山通りの賑はひ

△佐藤少將談

(五) ●偉大なる乃木大将

△死して益々偉なり

●東郷大将の隻語

△他に急用

●永く国民の龜鑑

△田所局長談

●安心立命の將軍

△土方伯談

●哲学的生涯

△鷗沢博士談

●不思議に非らず

△仏國武官の乃木觀

●赤誠の発露

△某代議士談

●日本のハラキリ

△某外國武官談

●東郷大将の熱涙

△大正元年九月十七日(第一二七〇四号)

- △乃木大将靈前に
- 乃木大将と英紙
- 大将遺言書

- 石黒男への遺書
- ▲小笠原子への遺書
- 遺書の発表

- △自刃当夜の模様
- 葬儀は陸軍葬
- △喪主は玉木少佐

- 乃木大将葬列
- 真に武士の死
- △気丈な大将夫人

- 埋木のみ憐なりけり
- 武士道の精華
- ▽永く青史を飾る

- (二) (一) 大正元年九月十八日(第二二七〇五号)
- ▽美しき古典的悲劇
- 乃木大将軍〈論議〉
- 大将葬儀本日
- △青山斎場に於て

- 遺書総て十通
- ▲英皇室へ相済まず
- ▲国家の前途を憂ふ
- この夫この妻
- 年少主計の自殺
- △經理学校便所にて
- △帯剣を以て割腹す
- 將軍の死

- ▽混乱せる思想界
- ▼自殺論の新紀元
- ▼神代よりの古風
- △坂本中将死の遺書
- △渡辺宮相死の遺書
- △川村陸軍大将談

- △石黒男爵談
- △石黒男爵談
- △石黒男爵談

- ▽人心頽廃の防止策
- ▼女子<sup>教育上</sup>の問題
- ▽乃木夫人の自殺
- ▼乃木將軍と外紙
- ▼素行会と乃木將軍
- ▼耶穌教は自殺を禁ぜず 木村鷹太郎
- 耶穌は自殺の人——

- (二) 大正元年九月十九日(第二二七〇六号)
- 乃木大将葬儀
- 文芸向と乃木伯

- (三) 大正元年九月十九日(第二二七〇七号)
- ▽精神の享楽
- 耶穌教は自殺を禁ぜず(承前) 木村鷹太郎
- 耶穌は自殺の人——
- 將軍逸事
- 婦人の為めに
- ▽新奇な報告

- (一) 華族道〈論議〉△△△△△△△△
- △乃木將軍の遺書に現れたる
- (3) 「乃木大将遺言条」(玉木正之謹製)の複製による。
- (4) 神沢貞幹編、池辺義象校訂「訂翁草」(明治三十八年六月一日、五車楼書店刊行)

△乃木大将軍の遺書に現れたる

△乃木大将遺言条(玉木正之謹製)の複製による。

(4) 神沢貞幹編、池辺義象校訂「訂翁草」(明治三十八年六月一日、五車楼書店刊行)

〈附記〉

1 本論考執筆にあたっては、平成二年度「跡見学園特別研究助成費」の助成を受けました。

新渡戸博士談